

第 7 号議案

亀岡市長等の損害賠償責任の一部免責に 関する条例の制定について

亀岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を次のように
制定するものとする。

令和 3 年 8 月 3 0 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第
2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員
若しくは委員又は市の職員（同法第 2 4 3 条の 2 の 2 第 3 項の規
定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」とい
う。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせること
に関し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第 2 条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等
が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等
が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令
第 1 6 号）第 1 7 3 条第 1 項第 1 号に規定する普通地方公共団体
の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、
当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免
れさせるものとする。

(1) 市長 6

- (2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員又は公営企業管理者 2
- (4) 市の職員（前2号に掲げる者を除く。） 1

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市長等の損害賠償責任の一部免責に
関する条例案要綱

- 1 地方自治法の一部改正により、条例で地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部を免れさせることができるとされたことに伴い、市長等の損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定めること。
- 2 市長等がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに市に対して負う損害賠償責任について、免責されない額を次のとおり定めること。

区分	免責されない額
市長	基準給与年額の6倍
副市長、教育委員会教育長、教育委員会委員、選挙管理委員会委員及び監査委員	基準給与年額の4倍
公平委員会委員、農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員及び公営企業管理者	基準給与年額の2倍
市の職員	基準給与年額の1倍

- 3 この条例は、公布の日から施行すること。